筑前町告示第106号

筑前町建設工事最低制限価格制度実施要綱を次のように定める。

令和８年10月１日

筑前町長　　田　頭　喜　久　己

筑前町建設工事最低制限価格制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町が一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第２項（同令第167条の13の規定により準用する場合も含む。）の規定に基づき最低制限価格を設ける場合の基準及び事務の取扱いについて定めるものとする。

（対象工事）

第２条　この告示の対象となる工事は、町が発注する建設工事のうち、競争入札に付する工事（以下「対象工事」という。）とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、その限りではない。

（最低制限価格の算定）

第３条　最低制限価格の算定は、次のとおりとする。

（１）　予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を最低制限比較価格とし、その額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額を最低制限価格とする。

ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、100分の75を乗じて得た額とする。

ア　直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ　一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

（２）　特に必要があると認める場合には、前号の算定方法にかかわらず、100分の75から100分の92までの範囲内で、町長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

（最低制限価格の設定）

第４条　対象工事に係る請負契約等を競争入札に付そうとする場合において、最低制限価格を設定するときは決裁をうけるものとする。

（最低制限価格の周知）

第５条　最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、最低制限価格が設定されていること及びその金額を周知するものとする。

２　入札担当課長は、入札執行の際に最低制限価格が設定されていることを説明するものとする。

（落札者の決定）

第６条　最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（最低制限価格制度の対象外）

第７条　最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和８年 11 月１日から施行する。